

令和3年9月4日

会員・ゲスト・関係各位

(株) 千葉カントリー倶楽部

総支配人 大川 洋

過日配信した内容に対するお詫びと訂正の件

平素よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

一昨昨日「新型コロナウイルス感染の疑いのあるお客様のご来場について」と題した文書をメール並びにホームページに掲載いたしました。内容についてご本人に一切の事実確認をしないまま掲載し、また、WHO（世界保健機関）及び厚生労働省からの指針にも反する新型コロナウイルス感染症に関して誤った知識を前提とした内容を掲載してしまいました。一昨日、ご本人からの指摘を受けて事実経過の確認をした結果、掲載した事実経過にも重大な事実誤認がありました。ご本人から聞き取りをした事実関係を以下にご説明致します。

ご本人は8月9日（月）に医療機関の検査にて新型コロナウイルス陽性が判明いたしました。幸いにも軽症度であったため入院する事はなく、WHO、厚生労働省並びに地方自治体が定めるところにより自宅及び宿泊施設療養期間（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合）を経て、8月20日（金）に行動制限が解除されました。これにより感染症は既に治癒し、他人への感染性は消滅している事が医学的、科学的に証明されておりますが、念のため自主的に更に一週間の行動自粛をされました。29日（日）に来場された際、同伴競技者などに味覚障害や咳の話をされましたが、これらは感染症の後遺症による症状であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を及ぼすものではない事は一般的事項としても広く知られております。また、WHO、厚生労働省並びに地方自治体の指針として、療養期間終了後はそのまま社会復帰をすることを示しており、社会復帰に際して、PCR検査を受ける必要性はなく、また陰性証明書の提出も必要とされておりました。当倶楽部は、この点において、新型コロナウイルス感染症に関する基本的知識の理解に大きな誤りがありました。また、8月29日（日）当時、当倶楽部として新型コロナウイルス感染症を経験したメンバーへ対する陰性証明提出の方針を出しておりませんでしたので、これらを踏まえすと、当日のご本人の行動には何ら非のないものであったにもかかわらず、ご本人に行動に非があったかのような文書を掲載してしまいました。

以上の経緯から、当倶楽部は、この度、新型コロナウイルス感染症について誤った理解を前提として、またご本人から事実確認をしないまま、重大な事実誤認を記載した文書をメー

ル配信並びにホームページに掲載したことで、あたかもご本人が新型コロナウイルス感染中に来場したと誤解されうる表現となり、ご本人並びに関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配を掛け、不快な思いをさせてしまいました。大変申し訳ございませんでした。深くお詫びを申し上げます。

当倶楽部としましては、今回の軽率な行為により特定の会員の方の名誉を害する結果となりましたことについて、重大なこととして重く受け止めております。今後、このような形で会員皆様の名誉を害するような事が二度と生じないように、再発防止策を徹底する所存でございます。引き続き、当倶楽部の運営へのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。